

物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和9年度及び令和10年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和8年埼玉県告示第529号。以下「公示」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加する者に必要な資格)

第2条 公示の3の(1)の契約の種類及び執行予定額に対応する、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)は、別表のとおりとする。

ただし、契約を誠実に履行できると特に認められるとき又は誠実に履行できない恐れがあるものと認められるときは、別表の内容を変更し、若しくは別表にかかわらず契約の種類及び執行予定額に対応する資格を定め、又は定めないことができる。

2 公示の3の(2)の個々の履行能力等の審査(以下「資格審査」という。)は、別に定める「令和9年度以降において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級への格付基準」により行う。

3 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知事が不適格であると認めるときは、競争入札に参加する者に必要な資格審査を受けることができない。また、物品等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者が該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

(資格審査の申請方法の特例)

第3条 資格を得ようとする者(以下「申請者」という。)が外国で事業を営む者である場合には、次に掲げる取扱いをすることができる。

- (1) 提出書類のうち、身分証明書について、提出を省略すること。
- (2) 提出書類のうち、登記事項証明書及び納税証明書について、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面をもってこれに代え

ること。

また、当該書面の提出が著しく困難であると認められるときは、提出を省略すること。

（申請者等への通知）

第4条 知事は、公示の8に定めるもののほか、次に掲げる場合に、その旨を申請者等に通知するものとする。

- (1) 公示の11に定めるところにより資格を取り消したとき。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条又は第7条の規定に基づく一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示後に、当該入札に参加をするための資格の申請があった場合において、当該入札の開札の日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるとき。

（随時受付の資格登録日）

第5条 公示の9の(2)の随時受付の資格登録日は、令和9年4月5日から令和11年2月5日までの間に受付したものは、毎月5日（5日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日）までに受付したものについて、資格審査を経た後、翌月の1日とする。ただし、令和9年5月1日の登録は行わないものとする。

（名簿の作成）

第6条 知事は、資格を有すると認めた者の資格者名簿を作成するものとする。

2 前項の名簿は、埼玉県ホームページに公表する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等について、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

別表

契 約		左の契約に係る入札に参加できる等級	
種 類	執 行 予 定 額		
物品の販売	2, 4 0 0万円以上	A	
	1, 2 0 0万円以上 2, 4 0 0万円未満	A、B	
	1, 2 0 0万円未満	A、B、C	
物品の賃貸	1, 8 0 0万円以上	A	
	6 0 0万円以上 1, 8 0 0万円未満	A、B	
	6 0 0万円未満	A、B、C	
物品の買受け	6 0万円以上	A	
	3 6万円以上 6 0万円未満	A、B	
	3 6万円未満	A、B、C	
印刷の請負	6 0 0万円以上	A、B	
	6 0 0万円未満	A、B、C	
電子計算に関する業務	2, 0 0 0万円以上	A	
催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務	7 0 0万円以上 2, 0 0 0万円未満	A、B	
	7 0 0万円未満	A、B、C	
建 築 物 の 管 理 に 関 す る 業 務	総合管理業務 (清掃、人間警備、電気設備運転等、空調設備等の運転等、駐車場管理及び電話交換の業務のうち、2 業務以上を行うものをいう。)	8, 0 0 0万円以上	A
		4, 0 0 0万円以上 8, 0 0 0万円未満	A、B
		4, 0 0 0万円未満	A、B、C
	清掃業務	2, 0 0 0万円以上	A
	人間警備業務	4 0 0万円以上 2, 0 0 0万円未満	A、B
		4 0 0万円未満	A、B、C
	電気設備の運転、点検・検査業務 (電気工作物に係るものに限る。)	1, 3 0 0万円以上	A
		1 3 0万円以上 1, 3 0 0万円未満	A、B
	空調設備等の運転、点検・検査業務	1 3 0万円未満	A、B、C
	その他の建築物管理業務	その都度知事が定める額	A、B、C